

# 第5章

環境の保全と創造に向けた施策の展開

## 第5章 環境の保全と創造に向けた施策の展開

本章では、5つの基本目標において取り組んでいく施策の方向を示します。

望ましい環境像の実現に向けて、各施策は、基本目標を尊重して取り組むこととします。

さらに本章では、施策の横断的な推進を図る「分野横断的取組」を示します。

### ●本章での記載事項

#### ■目指す姿

基本目標に沿って市、事業者および市民が一体となって取り組んでいくために、共有すべき目指す姿を示します。



#### ■環境目標・指標

目指す姿を見据えて、環境項目ごとに達成すべき目標を示すとともに、取組の進捗状況を測る目安となる環境指標と対応する目標値を定めます。



#### ■施策の方向

環境目標・指標の達成に向けて、具体的取組を進めていくための方針を定めます。

なお、【分野横断 I～IV】は、78ページから82ページに示す、分野横断的取組への掲載について表示しています。

●施策の体系

環境分野	基本目標	環境項目	施策の方向
分野1 脱炭素社会の構築	基本目標1 恵まれたあきたの資源・エネルギーをいかした便利で活力ある暮らしの実現	地球温暖化対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・温室効果ガスの排出抑制</li> <li>・温室効果ガスの吸収源対策</li> <li>・脱炭素型都市の実現</li> </ul>
		持続可能なエネルギー利用への転換	<ul style="list-style-type: none"> <li>・再生可能エネルギーの創出（創エネ）</li> <li>・省エネルギーの推進（省エネ）</li> <li>・環境への負荷の少ない心豊かな暮らし方への転換（ライフスタイルの変革）</li> </ul>
分野2 循環型社会の構築	基本目標2 3Rの推進と資源の好循環に基づく持続可能な地域社会の構築による快適な暮らしの実現	廃棄物の発生抑制・再使用と資源の好循環	<ul style="list-style-type: none"> <li>・廃棄物の発生抑制・再使用</li> <li>・資源の高度利用と有効活用による循環型処理システムの構築</li> </ul>
		廃棄物の適正処理の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・廃棄物の適正処理の確保</li> <li>・廃棄物処理施設の計画的な整備</li> </ul>
分野3 安全な生活環境の確保	基本目標3 穏やかで心地よい環境によって支えられる安全な暮らしの実現	大気環境の保全	<ul style="list-style-type: none"> <li>・固定発生源対策の推進</li> <li>・移動発生源対策の推進</li> <li>・越境汚染の監視</li> </ul>
		水環境の保全	<ul style="list-style-type: none"> <li>・水質汚濁防止対策の推進</li> <li>・生活排水対策の推進</li> <li>・水資源の保全と有効利用</li> </ul>
		その他の生活環境の保全	<ul style="list-style-type: none"> <li>・騒音、振動、悪臭等の対策の推進</li> <li>・廃棄物の不適正処理の未然防止</li> </ul>
分野4 自然共生社会の構築 (秋田市生物多様性地域戦略)	基本目標4 あきたらしい自然に包まれ、人と自然が調和した心豊かな暮らしの実現	生物多様性の普及・啓発	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生物多様性の状況の把握と理解の促進</li> <li>・希少種の保全と外来種への対策</li> </ul>
		多様な自然環境の保全と持続可能な利用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・豊かな緑の確保</li> <li>・森林や農地、河川等が有する多面的機能の持続可能な利用</li> <li>・野生生物との適切な関係の確保</li> </ul>
		自然とのふれあいの促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自然とふれあう場・機会づくりの確保</li> <li>・都市景観の形成・保全</li> <li>・自然と歴史的・文化的環境との調和</li> </ul>
分野5 協働による環境保全の取組	基本目標5 あらゆる主体が協働で環境保全活動に取り組むことで、地域環境が整備された、人にも地球にもやさしい暮らしの実現	環境教育・環境学習の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・環境学習プログラムの整備と機会の充実</li> <li>・情報の収集と提供</li> </ul>
		自主的な環境保全活動の促進と協働による取組の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・環境に配慮した自主的な活動の促進</li> <li>・連携した各主体の協働による環境保全活動の推進</li> </ul>
		地域に根ざした環境共生スタイルの推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の環境特性をいかした魅力の発信</li> </ul>

## 1 環境分野と基本目標

### (1) 環境分野 1 脱炭素社会の構築



#### 基本目標 1

### 恵まれたあきたの資源・エネルギーをいかした 便利で活力ある暮らしの実現

地域の資源およびエネルギーの循環的かつ効率的な利活用により、地域経済が活性化される脱炭素社会<sup>\*</sup>の実現を目指します。

#### 目指す姿

- 家庭や事業所、市内の様々な施設でLED<sup>\*</sup>照明等が使われるなど、省エネルギー化がさらに進んでおり、二酸化炭素の排出が抑制されるとともに、太陽光や風力、木質バイオマス<sup>\*</sup>などの豊富な再生可能エネルギー<sup>\*</sup>を活用し、地域で創り、地域で使うエネルギー利用の仕組みを構築することによって、化石燃料<sup>\*</sup>の消費が抑制されるなど、まち全体のエネルギー利用が最適化されています。
- 交通渋滞の緩和や地域交通における環境への負荷<sup>\*</sup>の低減が進み、環境に配慮した交通ネットワークが構築されるとともに、地域の自然的・社会的な環境特性に配慮した、持続可能な都市構造が構築されています。
- 一人ひとりが地球環境との関わりを理解しながら環境への負荷の少ないライフスタイル<sup>\*</sup>へ転換するなど、市全体で地球温暖化<sup>\*</sup>対策に取り組んでいます。
- 市内の環境関連部門への新たな企業進出を促し、環境関連産業の振興が図られることで、新たな雇用が次々と生まれ、地域経済が活性化されることで、環境と経済の好循環が確立されています。

## 「脱炭素社会」について

「脱炭素」とは、地球温暖化\*の主な要因とされる二酸化炭素をはじめとする温室効果ガス\*の排出量と吸収量を均衡させることを意味します。脱炭素は、「カーボンニュートラル」とも言い、これを実現する取組が生活や産業、行政の様々な場面で実行され、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにした社会や経済を「脱炭素社会」といいます。

脱炭素社会の実現のためには、再生可能エネルギーの利用、省エネルギーの推進、緑地の保全などの取組を総合的に行う必要があります。

これまで本市では、秋田市環境配慮行動計画や秋田市地球温暖化対策実行計画に基づき、公共施設、市民および事業者に対し、省エネに関する診断を促すとともに、太陽光発電に代表される再生可能エネルギーに係る設備を数多く設置してきました。

また、本市の公共施設5カ所にペレットボイラーを導入するとともに、「あきた次世代エネルギーパーク」に係る取組などを行ってきました。

今後は、地球温暖化防止のため、温室効果ガスの一層の排出抑制に取り組んでいくとともに、エネルギーをさらに効率よく使う「省エネ」、エネルギーをなるべく使わない「節エネ」、再生可能エネルギーの積極的な導入を推進する「創エネ」、再生可能エネルギーのうち、使いきれなかった部分を貯めて活用する「蓄エネ」という4本柱のもと、継続した取組を進めていくことが重要です。



## ア 地球温暖化対策の推進

### (7) 環境目標・指標

**温室効果ガスの排出を抑えた、住みよいまちづくりを進めます**

指 標	目 標 値	現 状 値
秋田市地球温暖化対策実行計画の取組指標		
温室効果ガス純排出量の削減率（平成25年度比）	50.1%削減 （令和12年度）	13.6%減少 （平成30年度）

#### (1) 施策の方向

国の地球温暖化対策計画に掲げられている温室効果ガス<sup>※</sup>削減目標を踏まえ、中長期的な視野で地球温暖化<sup>※</sup>対策に取り組んでいきます。

そのために、引き続き節電・省エネルギー対策の計画的な推進を図るとともに、温室効果ガスの排出を抑制する住みよいまちづくりを進めていきます。

#### 施策1 温室効果ガスの排出抑制

- ① 市域からの温室効果ガスの排出削減目標に向けて、家庭・事業所等における地球温暖化対策についての啓発および情報提供を行います。【分野横断Ⅳ】
- ② 市の事務事業から排出される温室効果ガス削減の目標を立て、継続的に地球温暖化対策に取り組みます。
- ③ 二酸化炭素以外の温室効果ガス（メタン、一酸化二窒素およびフロン類<sup>※</sup>）の排出抑制に向けた対応を行います。
- ④ 公用車について、二酸化炭素などの温室効果ガスの排出がより少ない次世代自動車<sup>※</sup>（電気自動車、プラグインハイブリッド自動車<sup>※</sup>、燃料電池自動車<sup>※</sup>、ハイブリッド自動車<sup>※</sup>、クリーンディーゼル車<sup>※</sup>等）への代替を推進します。



次世代自動車（電気自動車）

- ⑤ 環境にやさしい運転（エコドライブ<sup>※</sup>）の普及啓発を行います。
- ⑥ 自転車の利用や、自動車からバスや鉄道などの公共交通機関への利用転換など、移動に伴う二酸化炭素などの温室効果ガス<sup>※</sup>の排出抑制についての啓発を行います。【分野横断Ⅳ】
- ⑦ 環境にやさしい通勤手段への転換を図るため、啓発キャンペーンを行います。
- ⑧ 輸送に伴う二酸化炭素排出抑制の観点（フードマイレージ<sup>※</sup>の低減）から、地場産農産物・地域特産品の市内流通を促進します。【分野横断Ⅱ・Ⅲ】

### コラム3 エコドライブを心掛けよう

家庭から排出される温室効果ガスのうち、約30%は自家用車からの排出となっています。本市では、自動車からの温室効果ガス排出量をできるだけ抑えるため、エコドライブを推奨しています。

エコドライブは、自動車から排出される温室効果ガスの削減をはじめ、燃費を向上させ、燃料費の節約にもつながる、環境にもお財布にもやさしい取組です。

#### ① ふんわりアクセル「eスタート」

自動車を発進させ、最初の5秒でゆったり時速20kmにすると、燃費が約10%改善します。アクセルはぐっと踏み込まず、穏やかに踏んで発進しましょう。

#### ② アイドリングストップ<sup>※</sup>

10分間のアイドリング（エアコンOFFの場合）で、130cc程度の燃料を消費します。待ち合わせや荷物の積み下ろしなどによる駐停車の際、アイドリングはストップしましょう。

そのほかに、車を運転するときは、車間距離をあけて加速・減速の少ない運転を心がける、減速時は早めにアクセルを離すことも有効です。タイヤの空気圧の適正化、定期的なオイル交換を行うことや不要な荷物を載せないこともエコドライブになります。

### 施策2 温室効果ガスの吸収源対策

- ① 二酸化炭素の吸収源対策として、森林の整備や緑地の保全を図るとともに市街地等の緑化を推進します。
- ② 環境マネジメントシステム<sup>\*</sup>の啓発や事業者による取得支援を行います。
- ③ 森林の生産性向上と公益的機能<sup>\*</sup>の維持・増産を図るため、間伐等の森林施業の計画的な実施や未利用間伐材を木質バイオマス<sup>\*</sup>として活用することを促進します。
- ④ 森林施業の集約化や路網整備など効率的かつ安定的な林業経営の基盤づくりを支援します。

### 施策3 脱炭素型都市の実現

- ① 集約型都市構造（コンパクトシティ）の実現に向け、無秩序な市街地の拡大を抑制するとともに、適切な土地利用の規制・誘導を行います。  
【分野横断Ⅳ】
- ② 建築物の環境性能向上を図るため、省エネルギー化や高断熱化についての啓発や情報提供、取組支援を行います。【分野横断Ⅳ】
- ③ 円滑な道路交通を実現するため、秋田市総合交通戦略<sup>\*</sup>に基づき交通網の整備を行います。【分野横断Ⅳ】

#### コラム4 クールチョイスを実践しよう

クールチョイス（COOL CHOICE）は、二酸化炭素等の温室効果ガス<sup>\*</sup>の排出量削減のために、脱炭素社会づくりに貢献する「製品への買換え」、「サービスの利用」、「ライフスタイル<sup>\*</sup>の選択」等、日々の生活の中で、あらゆる「賢い選択」をしていこうという取組です。

秋田市では、子どもたちの未来のために、事業者および市民と力を合わせ、脱炭素社会の実現に向けた様々な施策に取り組むために、平成28年7月に「COOL CHOICEに賛同し、推進する」ことを宣言しました。

例えば、クールビズ<sup>\*</sup>やウォームビズ<sup>\*</sup>を行うことは、「賢い選択」の取組の一つです。こまめな消灯や適切な温度設定、節水などの普段の行動に加えて、家電や自動車、住宅など身の回りのものを選ぶときなど自分のライフスタイルを見直してみましょう。



## イ 持続可能なエネルギー利用への転換

### (7) 環境目標・指標

**環境に配慮した、持続可能なエネルギー利用への転換を進めるとともに、環境と経済が一体となって向上するまちづくりを進めます**

指 標	目標値	現状値
住宅用太陽光発電システム設置延べ件数	3,800件 (令和9年度)	2,941件 (令和3年度)

### (4) 施策の方向

持続可能なエネルギー利用への転換に向けて、より二酸化炭素の排出が少なく生活の利便性・快適性を高めるエネルギーの利用や、再生可能エネルギー<sup>\*</sup>の導入を支援・促進します。また、「あきた次世代エネルギーパーク」を拠点とし、市民等との協働のもとでライフスタイル<sup>\*</sup>の変革に向けた啓発活動を広げていきます。

#### 施策1 再生可能エネルギーの創出（創エネ）

- ① 太陽光や風力、バイオマス<sup>\*</sup>などの再生可能エネルギーへの理解を増進するため、「あきた次世代エネルギーパーク」を活用し、啓発や情報提供を行います。【分野横断Ⅱ】
- ② 住宅や事業所での太陽光発電設備やバイオマスなどの活用について取組支援を行います。  
【分野横断Ⅱ】
- ③ 太陽光や洋上風力、地中熱<sup>\*</sup>、小水力、雪氷冷熱その他の再生可能エネルギーの活用について調査・研究を行います。
- ④ 廃棄物処理施設において廃棄物の焼却熱を利用した発電を行います。
- ⑤ 今後、本県沖で事業が本格化する洋上風力発電については、地元企業の関連産業参入に向けた支援など、地域経済の振興につながる取組を進めます。【分野横断Ⅱ】



秋田市メガソーラー発電所

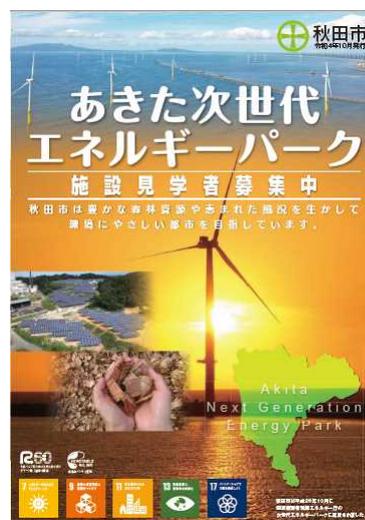
## コラム5 「あきた次世代エネルギーパーク」に行ってみよう

市内には、豊かな風況をいかした風力発電施設、森林資源を活用したペレットボイラーやバイオマス発電などの木質バイオマス<sup>※</sup>関連施設をはじめ、太陽光発電施設、地中熱利用施設など、多種多様な再生可能エネルギー<sup>※</sup>施設が集積しています。

これらの特徴をいかした、あきた次世代エネルギーパークが、平成26年10月30日に、資源エネルギー庁から認定を受けました。

あきた次世代エネルギーパークは、市民や市外からの多くの来訪者に次世代のエネルギーを楽しみながら体感してもらうことで、将来の環境やライフスタイル<sup>※</sup>を考えるきっかけにしてもらうものです。趣旨に賛同した42施設（令和4年8月現在）で見学が可能です。

また、学校での授業や社会見学等に活用することで、再生可能エネルギーについての教育の推進、将来の人材育成、環境関連産業の振興など、地域の活性化につなげるねらいもあります。



あきた次世代エネルギーパークでの風車内部の見学

参考：秋田市役所公式サイト「<https://www.city.akita.lg.jp/>」の「サイト内検索」で「あきた次世代エネルギーパーク」を検索

## 施策2 省エネルギーの推進（省エネ）

- ① 事業所等での省エネルギー診断や、事業所や店舗等の照明設備や空調設備などの高効率化に対する情報提供などを行います。【分野横断Ⅱ】
- ② 公共施設の整備に当たっては、省エネルギー型の設備・機器の率先導入およびエネルギー使用の見える化に努めます。
- ③ グリーン購入<sup>\*</sup>を推進します。

### コラム6 中小企業等の省エネ設備の導入を支援します

秋田市では、事業者の省エネルギー対策を促進するための支援策として、市内の中小企業者等を対象に、蛍光灯や水銀灯からLEDへの交換や、空調設備の更新等の省エネ設備の導入に対して、最大100万円の補助金を交付する、中小企業等省エネ促進事業を実施しています。補助の条件として、省エネ診断の受診が必要となり、費用をかけない運用改善案件から、数年で回収できる設備投資案件まで、様々な提案を受けることができます。

- 補助対象者 秋田市内に事業所がある、次の事業者が対象です。
- ・ 中小企業者（個人事業主を含む）
  - ・ 医療法人
  - ・ 社会福祉法人 等

参考：秋田市役所公式サイト「<https://www.city.akita.lg.jp/>」の「サイト内検索」で「省エネ」を検索

## 施策3 環境への負荷の少ない心豊かな暮らし方への転換（ライフスタイルの变革）

- ① 将来の環境制約下においても、持続可能な心豊かな暮らしを実現するための政策や事業を立案できる人材の育成に努めます。
- ② 地域住民および事業者と連携したイベントの開催、ビジネスモデルの創出等を通じて、眠っている地域資源を活用した心豊かな暮らし方を内外にPRします。

## (2) 環境分野2 循環型社会の構築



### 基本目標2

## 3 Rの推進と資源の好循環に基づく 持続可能な地域社会の構築による 快適な暮らしの実現

市、事業者および市民が適切な役割分担の下、環境への負荷\*の低減に協働で取り組むとともに、「もったいない」と思う心を育み、ごみの減量や資源の有効活用等について、自ら考え、行動する意識を醸成することで、将来にわたって快適に生活できる社会の実現を目指します。

#### 目指す姿

- 大量生産、大量消費、大量廃棄の考え方を見直し、すぐにごみになるものを買わない、作らないというライフスタイル\*への転換や事業活動の取組が浸透し、循環型社会\*の仕組みが構築されています。
- 市、事業者および市民の適正な役割分担のもとで、各々の意識向上が図られ、環境への負荷が少ない循環型社会の構築が進んでいます。
- ごみの収集、運搬および処分における環境への負荷を低減するよう努めるとともに、安全で効率的な処理施設の構築と運用が図られています。

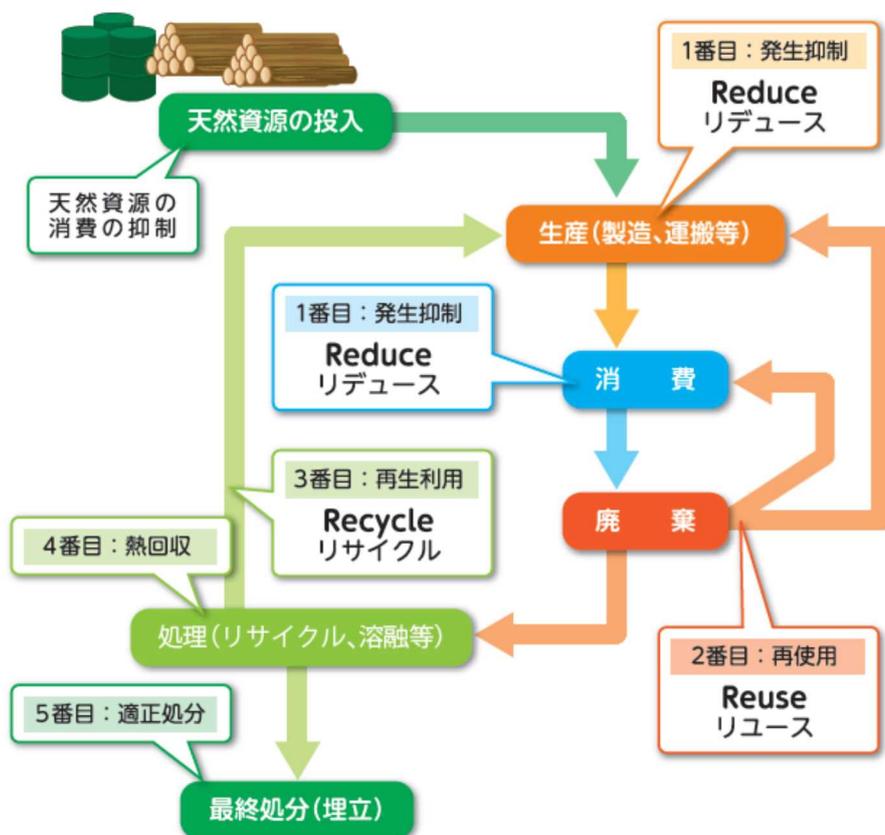
### 3R\*で目指す「循環型社会\*」について

大量生産、大量消費、大量廃棄型の社会経済活動や便利な生活へのライフスタイル\*の変化などによって引き起こされる様々な環境問題を解決するため、循環型社会の構築が求められています。

循環型社会を構築していくためには、発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）および再生利用（リサイクル）の、いわゆる3Rを可能な限り推進していく必要があり、特に発生抑制（リデュース：ごみを出さないこと）、再使用（リユース：繰り返し使うこと）が重要です。

本市では、ごみの有料化をはじめとして、事業所への訪問指導、食品ロス\*削減の啓発など、ごみの減量に向けた各種施策を展開しています。また、限りある資源の有効利用を図るため、各種のリサイクルに関する法律やリサイクル技術の動向を踏まえ、適切に対応しています。

市、事業者および市民が適切な役割分担の下、環境への負荷\*を低減する取組を実施していくとともに、循環型社会の構築を目指し、協働で取り組んでいくことによって、目指す姿に示した秋田市になっていきます。



## ア 廃棄物の発生抑制・再使用と資源の好循環

### (7) 環境目標・指標

**循環型社会の構築を目指し、廃棄物の発生抑制・再使用と効率よい資源循環を進め、協働で取り組みます**

指 標	目 標 値	現 状 値
秋田市一般廃棄物処理基本計画の数値目標の達成		
市民一人1日当たりの家庭系ごみ排出量 (資源化物および水銀含有ごみを除く。)	約480 g (令和7年度)	515g (令和3年度)
事業系ごみ排出量	約38,000 t (令和7年度)	37,843t (令和3年度)
リサイクル率*	約38% (令和7年度)	30.0% (令和3年度)

### (4) 施策の方向

持続可能な消費を通じて循環型社会\*の構築を目指すため、廃棄物の発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）、再生利用（リサイクル）のなかでも、ごみを出さないライフスタイル\*やごみ減量のための事業活動を推進する2R（リデュース、リユース）に力を入れます。

そのために、家庭ごみについては、ごみ減量に関する周知・啓発の充実を図ります。事業系ごみについては、多量排出業者\*等への指導・啓発により、ごみ減量・資源化の取組を進めます。

さらに、再使用可能なマイボトルやマイバック等のリユースの取組や資源化物の分別を推進することに加え、食品ロス\*削減やプラスチックごみの発生抑制への対応など、使い捨て型から循環型のライフスタイルへの変革に向けて、市民等との協働のもと啓発活動を展開していきます。

#### 施策1 廃棄物の発生抑制・再使用

- ① 秋田市一般廃棄物処理基本計画に基づき、廃棄物の減量化に向けた取組を推進します。
- ② 廃棄物の減量に向け、発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）、再生利用（リサイクル）の3R\*を推進します。このうち、2R（リデュース、リユース）について優先的に取り組みます。

- ③ 市民や事業者に対し、2R（リデュース、リユース）に関する意識の啓発に努めます。【分野横断Ⅰ】
- ④ ごみの分別および出し方についての更なる周知や徹底に努めます。
- ⑤ 食品ロス<sup>\*</sup>の発生抑制に向け普及啓発に取り組むほか、食品関連事業者が実施する食品ロス削減に向けた取組を推進します。
- ⑥ 家庭から排出されるプラスチックごみの分別収集の実施に向け、分別基準の策定や周知方法といった課題を整理し、検討を進めます。

## コラム7 生ごみ減量に取り組もう

秋田市の家庭ごみの約半分を生ごみが占めています。

生ごみを発生させないために、期限切れや食べ残しなどによる食品ロスを減らす取組が効果的です。また、発生してしまった生ごみは、減量のため水切りや堆肥化に取り組むことも効果的です。

### ① 生ごみは、十分に水を切りましょう

生ごみの重量が増えるのは、水分を多く含む食品が原因です。水切りネットを活用したり、乾燥させたりしてから捨てるようにしましょう。捨てる前にぎゅっとひと搾りで約10%の水分が抜けます。水分を減らすことで生ごみの悪臭も抑えられます。



### ② 家庭で堆肥をつくりましょう

コンポスターや電気式生ごみ処理機などで生ごみを堆肥化することができます。秋田市では、生ごみの減量を一層推進するため、コンポスターと電気式生ごみ処理機の購入費を補助しています。

**施策2 資源の高度利用と有効活用による循環型処理システムの構築**

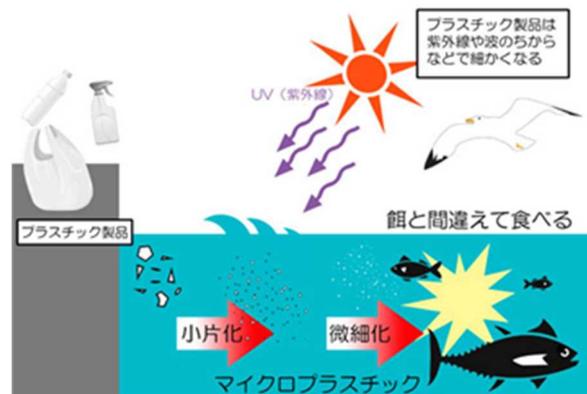
- ① 秋田市一般廃棄物処理基本計画に基づき、資源化物の再生利用に向けた取組を計画的に推進します。
- ② リサイクルプラザ<sup>※</sup>や熔融施設などで資源化物の適正処理に努めます。
- ③ 地域や市民団体等の協力を得て、家庭系ごみの分別や再生利用を促進します。【分野横断Ⅰ】
- ④ 事業活動から発生する食品廃棄物について、バイオガス化等により資源として活用できるよう循環型産業との連携を進めます。
- ⑤ 事業者および市民に対し、グリーン購入<sup>※</sup>の拡大を啓発します。
- ⑥ 廃棄物を処理するに当たっては、焼却熱を利用した廃棄物発電を行うなど、エネルギーの回収に努めます。
- ⑦ 使用済小型電子機器等を分別回収し、機器等に含まれるレアメタル<sup>※</sup>をはじめとした有用金属の再生利用に努めます。

**コラム8 マイクロプラスチックによる海洋汚染**

ペットボトルやレジ袋といったプラスチック製品等が海に流れると、紫外線や熱による劣化で次第に微細片化していきます。このような5mm以下になったプラスチックは「マイクロプラスチック」と呼ばれており、自然に分解することはない、自然界に残り続けると考えられています。

マイクロプラスチックは表面に有害物質を吸着する性質があり、海洋生物に取り込まれて生態系<sup>※</sup>に悪影響を及ぼすことが危惧されています。

**●マイクロプラスチックが海洋生物に取り込まれていく仕組み**



## イ 廃棄物の適正処理の推進

### (7) 環境目標・指標

#### 廃棄物の適正な排出、収集、運搬および処分を進めます

指 標	目 標 値	現 状 値
秋田市一般廃棄物処理基本計画の取組指標		
最終処分場への埋立量（平成25年度（3,375 t）比）	約10%削減 （令和7年度）	2,817 t （令和3年度）

### (4) 施策の方向

廃棄物の適正処理を確保することにより、生活環境の保全に努めます。

#### 施策1 廃棄物の適正処理の確保

- ① 秋田市一般廃棄物処理基本計画に基づき、廃棄物の適正処理を進めます。
- ② ごみの効率的な収集および運搬の体制整備を行います。

#### 施策2 廃棄物処理施設の計画的な整備

- ① 本市の廃棄物処理施設や最終処分場などの施設整備を計画的に推進します。
- ② し尿処理施設の今後の処理見込み量を踏まえた効率的な管理・運営を推進します。



秋田市総合環境センター（外観）



秋田市総合環境センター  
（ごみを受け入れるプラットフォーム）

### (3) 環境分野3 安全な生活環境の確保



#### 基本目標3

## 穏やかで心地よい環境によって支えられる 安全な暮らしの実現

日常生活や事業活動に伴って発生する環境への負荷\*を低減し、市民が健康で安全に暮らせる生活環境が確保される社会の実現を目指します。

#### 目指す姿

- 自動車や工場・事業場から排出される大気汚染物質が削減され、空気のきれいさが保たれています。
- 家庭からの生活排水や工場・事業場からの排水に含まれる汚染物質が少なくなり、きれいな水環境が身近にあります。
- 河川や海、地下水などの水質が改善され、水の自浄作用や健全な水循環\*が維持されています。
- 騒音や振動、悪臭などによる影響が小さくなり、穏やかでやすらぎのある生活環境が確保されています。
- 市民一人ひとりが、化学物質による環境リスクを正しく知り、みんなで情報を共有し、環境汚染のない安全に暮らせる環境が築かれています。

## 「安全な生活環境」について

大気環境や水環境を保全することは、私たち人間を含めた全ての生きものの命を支えていく基礎的条件の一つです。また、騒音や振動、悪臭、化学物質などの悪影響から身近な生活に関わりのある環境を守ることは、私たちの健康や安全な生活を確保していくために必要不可欠です。

本市では、大気環境の保全について、工場・事業場に対し排出基準の遵守を徹底させるとともに、法令等に基づく指導等を行っています。また、自動車排出ガス対策として、環境への負荷\*の少ない次世代自動車\*等への転換を促すなどの普及啓発活動も実施しており、おおむね良好な大気環境を保っています。

水環境の保全について、発生源となる工場・事業場や生活排水に関する対策を実施していますが、環境基準\*を達成していない項目への対策が必要となります。

日常生活や事業活動において、健康で安全かつ快適な生活環境を維持しつつ今後も一人ひとりが環境に配慮した取組を積み重ねていくことで、目指す姿に示した秋田市になっていきます。



## ア 大気環境の保全

### (7) 環境目標・指標

#### 澄みわたった空、さわやかな大気環境を守ります

指 標	目標値	現状値
大気汚染に係る環境基準※ (二酸化硫黄、一酸化炭素、浮遊粒子状物質※、二酸化窒素、光化学オキシダント※および微小粒子状物質※)	達成	光化学オキシダントで未達成 (全国的に未達成) (令和2年度)
有害大気汚染物質に係る環境基準 (ベンゼン※、トリクロロエチレン※、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン)	達成	達成 (令和2年度)
ダイオキシン類※に係る環境基準	達成	達成 (令和2年度)

### (1) 施策の方向

市域の大気環境の現状把握に努め、汚染物質の固定発生源である工場・事業場対策や移動発生源である自動車排出ガス対策等の充実を図ります。

#### 施策1 固定発生源対策の推進

- ① 大気環境の保全に関する啓発を行います。
- ② 大気汚染につながる焼却炉や発電設備などの自主的な管理の徹底を促進します。
- ③ 環境監視情報システム※により市内の大気環境を把握し、測定データを公開するとともに、必要に応じて見直しを行い、監視体制の充実を図ります。
- ④ 大規模な工場に対して、環境監視情報システムによる監視体制を整備します。
- ⑤ 大気中のダイオキシン類、アスベスト※および有害大気汚染物質のモニタリング※を行います。
- ⑥ 工場・事業場に対し、排出基準の遵守を徹底させます。
- ⑦ 必要に応じて公害防止協定※を締結し、又は見直し、環境への負荷※の低減を促進します。

### 施策2 移動発生源対策の推進

- ① 環境に配慮した運転（エコドライブ<sup>\*</sup>）、自転車の利用、自動車からバス・鉄道などの公共交通機関への利用転換などを促進します。
- ② 大気環境にやさしい次世代自動車<sup>\*</sup>（電気自動車、プラグインハイブリッド自動車<sup>\*</sup>、燃料電池自動車<sup>\*</sup>、ハイブリッド自動車<sup>\*</sup>、クリーンディーゼル車<sup>\*</sup>など）の普及を促進します。【分野横断Ⅳ】
- ③ 道路交通の円滑化を図るため交通量などを把握し、その情報を提供します。
- ④ 渋滞をなくし道路交通の円滑化を図るため、道路整備などによる交通環境を改善します。【分野横断Ⅳ】

### 施策3 越境汚染の監視

- ① 環境監視情報システム<sup>\*</sup>により市内の大気環境を把握し、測定データを公開するとともに、必要に応じて見直しを行い、監視体制の充実を図ります。

### コラム9 建築物のアスベスト対策

アスベスト<sup>\*</sup>は、天然の鉱物で、熱、摩擦等に強い性質があるので、これまで建築資材として様々な形で使われてきました。しかし、アスベストを吸い込むことにより、健康被害を引き起こすおそれがあるため、現在ではアスベストを使用することは禁止されています。

建築物のアスベスト対策については、建築基準法（昭和25年法律第201号）、石綿障害予防規則（平成17年厚生労働省令第21号）、大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）および廃棄物の処理及び清に関する法律（昭和45年法律第137号）に基づき対応することが義務付けられています。

秋田市では解体等工事が適切に実施されるよう、立入検査、特定工事施工者に対する指導事項等について規定した秋田市建築物等の解体等工事に伴う石綿の飛散防止に関する指導要綱を制定し、平成29年1月1日から施行しています。

解体等工事を行う際には、これらの法令等の規定に基づき、事前調査の結果の報告・保存、作業基準の遵守、隣接関係住民への周知、特定粉じんの濃度の測定などの対応を行う必要があります。

## イ 水環境の保全

### (7) 環境目標・指標

#### 清らかで豊かな水環境を守ります

指 標	目標値	現状値
河川に係る健康の保護に関する環境基準*（カドミウム等27項目）	達成	達成 （令和2年度）
河川に係る生活環境の保全に関する環境基準（pH等5項目）	達成	大腸菌群数が34地点中26地点で未達成 （令和2年度）
海域に係る健康の保護に関する環境基準（カドミウム等27項目）	達成	達成 （令和2年度）
海域に係る生活環境の保全に関する環境基準（pH等5項目）	達成	達成 （令和2年度）
湖沼に係る生活環境の保全に関する環境基準（pH等5項目）	達成	4地点中COD*が2地点で未達成、SS*が1地点で未達成、大腸菌群数が4地点で未達成 （令和2年度）
地下水に係る環境基準（カドミウム等12項目）	達成	達成 （令和2年度）
大気・水質・土壌に係るダイオキシン類*の環境基準	達成	達成 （令和2年度）
水質汚濁事故件数（平成27年度【30件】比）	50%削減	13%削減（26件） （令和3年度）

#### (イ) 施策の方向

水環境については、環境基準を達成していない水域および地下水調査地点があることから、継続的な現状把握に努め、汚染物質の発生源となる工場・事業場対策および生活排水対策の充実を図ります。また、流域自治体や関係機関との連携を深め、健全な水循環\*の維持又は回復に向けた取組を進めます。

### 施策1 水質汚濁防止対策の推進

- ① 水環境の保全に関する啓発を行います。
- ② 河川、海域（海水浴場を含みます。）、湖沼および地下水の調査を定期的に実施し、水質の把握に努めます。
- ③ 大規模な工場に対して、環境監視情報システム<sup>\*</sup>による監視体制を整備します。
- ④ ダイオキシン類<sup>\*</sup>による汚染状況について調査を行います。
- ⑤ 工場・事業場に対して、排出基準の遵守を徹底させます。
- ⑥ 必要に応じて公害防止協定<sup>\*</sup>を締結し、又は見直し、環境への負荷<sup>\*</sup>の低減を促進します。
- ⑦ 水質汚濁事故の未然防止と事故時の被害の拡大防止を徹底させます。
- ⑧ 水質汚濁につながる化学物質の自主的な管理の徹底と使用の削減を促進します。
- ⑨ ゴルフ場に対しては、環境保全協定を適正に運用し、農薬の管理の徹底と使用量の削減を促進します。
- ⑩ 油流出事故などに対し、迅速に対応できる体制を整備します。

### 施策2 生活排水対策の推進

- ① 地域の特性に応じた、公共下水道の整備、農業集落排水施設<sup>\*</sup>の整備、浄化槽<sup>\*</sup>の普及を推進し、公共用水域の保全およびより快適な生活環境の確保を図ります。
- ② 生活排水による水質汚濁を防止するための処理施設の普及と意識の啓発を図ります。
- ③ 水洗化に対する融資あっせんや助成金の交付等を行い、下水道などへの接続を促進します。

### 施策3 水資源の保全と有効利用

- ① 事業者および市民に対し、水の有効利用についての啓発に努めます。
- ② 融雪に利用した地下水を、再び地中に戻すなど地下水の保全を図ります。
- ③ 国や秋田県などの関係機関や雄物川流域の自治体等と協力し、良好な水資源の確保を図ります。

## ウ その他の生活環境の保全

### (7) 環境目標・指標

**健やかでやすらぎのある生活環境を守り、安全に暮らせる環境づくりを進めます**

指 標	目 標 値	現 状 値
騒音に係る環境基準※（住宅地等の一般環境）	達成	達成 （令和2年度）
自動車騒音に係る要請限度	達成	達成 （令和2年度）
道路交通振動に係る要請限度	達成	達成 （令和2年度）
ダイオキシン類※による土壌の汚染に係る環境基準	達成	達成 （令和2年度）
悪臭に係る苦情件数（平成27年度【14件】比）	50%削減	7%削減（13件） （令和3年度）

### (1) 施策の方向

騒音、振動および悪臭ならびにダイオキシン類等の有害化学物質※等について、現状把握に努め、発生源となる工場・事業場対策および生活環境の保全対策の充実を図ります。

#### 施策1 騒音、振動、悪臭等の対策の推進

- ① 家庭生活に伴う騒音および悪臭を防止するための自主的な対策を促進します。
- ② 騒音、振動および悪臭の調査を定期的実施し、市域の生活環境の状況把握に努めます。
- ③ 騒音等の監視設備・機器の充実および調査データの解析の迅速化に努めます。
- ④ 騒音、振動、悪臭等の規制基準の遵守を徹底させ、また、これらの更なる低減に努めるよう啓発を行います。
- ⑤ 必要に応じて公害防止協定※を締結し、又は見直し、環境への負荷※の低減を促進します。
- ⑥ 騒音、振動、悪臭等の防止に関する啓発を行います。
- ⑦ 建設・土木作業に対して、低公害型の工法や建設機械の導入のほか、適切な工事時間帯の選定や遮音などの対策を促進します。

- ⑧ 深夜営業の飲食店および店舗に対して、周辺の生活環境へ配慮するよう促します。
- ⑨ 農地、公園、街路樹、植栽、ゴルフ場等における農薬の使用を抑制するとともに、使用に当たっては毒性の低いものを優先するよう促します。
- ⑩ 日照障害、電波障害、光害\*などを防止するための自主的な対策を促進します。
- ⑪ 使用している化学物質の適正な取扱いおよび管理について助言・指導します。
- ⑫ ダイオキシン類\*等の有害化学物質\*による汚染状況などについて調査を行います。

### 施策2 廃棄物の不適正処理の未然防止

- ① 廃棄物処理施設、処理業者および排出事業者に対する監視や指導に努めます。
- ② 不法投棄および野外焼却の未然防止に努めます。



一般環境騒音調査の様子



道路騒音調査の様子

## (4) 環境分野4 自然共生社会の構築

### (秋田市生物多様性地域戦略)

本計画の環境分野4に関する内容は、本市の生物多様性<sup>\*</sup>の保全と持続可能な利用を推進することにより自然共生社会<sup>\*</sup>の構築を目指すものであり、生物多様性基本法第13条に基づく「秋田市生物多様性地域戦略<sup>\*</sup>」（以下「本地域戦略」という。）として位置づけられます。

#### 【本地域戦略の基本的事項】

- 1 対象範囲は秋田市全域とします。
- 2 推進体制および進行管理は本計画と一体的に行うものとします。  
(本計画の第7章を参照)

## 基本目標4

# あきたらしい自然に包まれ、 人と自然が調和した心豊かな暮らしの実現

美しく多様性に富んだ秋田市の自然は、次世代に継承すべき市民共有の財産といえます。自然の恵みを活用し、地域の活性化につなげていくとともに、自然からの恵みを持続的に享受できるよう、多様な自然環境を保全し、人と自然がふれあう、自然共生社会の実現を目指します。

#### 目指す姿

- 桜舞う千秋公園をはじめとして、夕日に映える日本海、紅に染まる太平山、白鳥の訪れる雄物川など、四季折々の美しい自然が継承されています。
- きれいな空気、豊かな水、食料や資材をはじめ、自然が持つ防災・減災機能、自然の上に成り立つ生活文化やレクリエーションなど、自然からの恵みによって、市民の暮らしや生活が支えられています。
- 自然とのふれあいを通じて、自然環境を保全することの大切さを学び、美しい風景、歴史や文化のかおるまちを次世代への遺産として引き継いでいます。
- 生物の生息・生育空間が保全され、自然の生態系<sup>\*</sup>が維持・回復しています。



### 「自然共生社会\*」について

私たち人間を含め全ての生物は、それぞれ豊かな個性を持ちながら、自然の一部として互いにつながりあっています。様々な生態系\*があること、様々な種の生きものがあること、同じ種の生きものでも様々な個性があることを、「生物多様性」と言います。きれいな水や空気、食料、医薬品、様々な製品の原材料など、私たちの暮らしは「生物多様性」がもたらす自然の恵みによって支えられています。

本市では、自然環境調査により市内の生物相の現況を把握するとともに、ホテル観察会などの環境教室の開催を通じて自然体験学習の場を創出しているほか、NPO\*などの民間団体が行う保全活動および体験活動を支援することで自然環境保全活動の活性化を図っています。

私たちが将来にわたって自然の恵みを享受できる「自然共生社会」を実現するためには、生物多様性について理解を深めるとともに保全と持続可能な利用の観点から、調和のとれた施策を実施していくことが必要です。



## ア 生物多様性の普及・啓発

### (7) 環境目標・指標

**生物多様性への理解を促進し、自然と共生した社会を実現します**

指 標	目 標 値	現 状 値
生物多様性に関する啓発物の配布数（年間）	5,000部	2,511部 (令和3年度)
ホテルマップ作成時のホテル生息状況調査の報告件数	1,500件	536件 (令和元年度)

#### (4) 施策の方向

本市には様々な自然環境に野生生物が生息・生育し、豊かな生物相が育まれていることから、生物多様性<sup>\*</sup>の現況を把握するとともに、その大切さについての啓発を行います。

また、市民等との協働の下、森林や農地、河川、海などの多様な自然環境を保全していくことにより、生態系<sup>\*</sup>ネットワークの維持に努めます。

#### 施策1 生物多様性の状況の把握と理解の促進

- ① 市内の野生生物についての調査を行い、自然環境の現況把握に努めます。
- ② 市内の野生生物についての調査結果を活用し、教育関係機関と連携した環境学習や市民向けの環境教室等において、生物多様性の普及・啓発に努めます。
- ③ 自然環境配慮指針により、事業活動による自然環境への影響を最小限にとどめます。
- ④ 豊かな里山環境の象徴であるホテルの生息状況調査を市民参加で行います。【分野横断Ⅰ】

#### 施策2 希少種の保全と外来種への対策

- ① 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律<sup>\*</sup>（平成4年法律第75号）の適正運用により、希少野生動植物の保護と生息・生育環境の保全に努めます。
- ② 市民や事業者等に対し、外来種が生態系等に被害を及ぼすおそれについて啓発に努めます。
- ③ 市民や事業者等が行う在来種の保全や外来種の駆除などの活動を支援します。

- ④ 市民や事業者等が定める自然環境の保全等のための自主的な活動を行う計画を自然環境保全条例に基づく市民活動計画として認定し、広く周知を図ります。

## コラム10 身近な外来種について考えてみよう

外来種とは、もともといなかった地域に、人間の活動によって海外や国内の他の地域から入ってきたものをいいます。

市内では、植物のオオハンゴンソウやオオキンケイギク、魚類のオオクチバス（ブラックバス）、は虫類のアカミミガメ（ミドリガメ）、さらにウシガエルやアメリカザリガニなどの外来種が確認されています。

これらの外来種の中には、もともといる生物（在来種）を食べてしまったり、生息・生育場所を奪ってしまったりして、生態系に大きな被害を与えているものもいます。

### 「外来種被害予防三原則」

- ① 入れない  
海外からはもちろん国内の他地域から、生物を入れてはいけません。
- ② 捨てない  
ペットなどを野外に捨ててはいけません。最後まで責任を持って飼いましょ。
- ③ 拡げない  
既に定着している外来種を、移動してはいけません。

#### ●オオハンゴンソウ



(環境省提供)

#### ●オオキンケイギク



(環境部職員撮影)

## イ 多様な自然環境の保全と持続可能な利用

### (7) 環境目標・指標

#### 多様な自然環境を保全し、持続可能な利用を進めます

指 標	目標値	現状値
市域の緑地等（農用地、森林、原野、水面・河川・水路）の割合	83.2% (令和12年度)	83.3% (平成29年度)
市街化区域内における緑地面積	1,877ha (令和9年度)	1,857.83ha (令和3年度末)

### (4) 施策の方向

森林や農地、河川等が有する多面的機能<sup>\*</sup>を維持していくために、適切な維持管理を促進し、持続可能な利用を図ります。

#### 施策1 豊かな緑の確保

- ① 緑豊かな都市環境の形成を目指し、市民協働の下、都市緑化の推進および緑化意識の向上に努めます。【分野横断Ⅰ】
- ② 秋田市緑の基本計画に基づいて、都市公園の整備に努めます。
- ③ 市民のニーズなどを踏まえながら、既存公園・緑地の質の向上を図ります。
- ④ 公園の設置に当たっては、地域住民の日常的な利用が可能となるような、地域バランスを踏まえた配置に努めます。
- ⑤ 学校などの公共施設の緑化を推進します。
- ⑥ 緑地協定などにより、工場や店舗などの敷地内の緑化を促進します。
- ⑦ 歴史のある樹木、貴重な樹木等を保存樹に指定し、その保全に努めます。

#### 施策2 森林や農地、河川等が有する多面的機能の持続可能な利用

- ① 森林の適正な管理および活用に努め、水源涵養機能<sup>\*</sup>および防災など市民の生活環境を守る機能の維持を図ります。
- ② 森林資源としての松林等を保全し、飛砂、風害等から市民生活を守るため、森林病虫害等の防除に努めます。
- ③ 森林のもつ健康増進効果および生きがいつくり、やすらぎの場としての働きに着目し、森林の新たな活用のあり方を検討します。【分野横断Ⅲ】

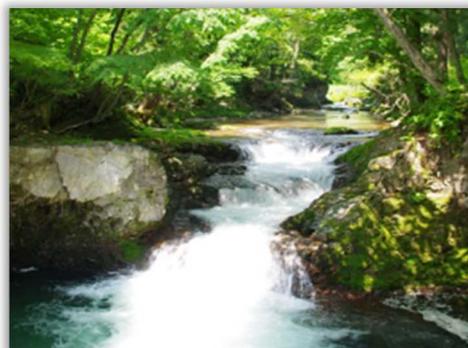
- ④ 小中学校の学校給食に、地場産農産物を使用するなど農産物の地産地消<sup>\*</sup>を推進します。【分野横断Ⅱ・Ⅲ】
- ⑤ 自然環境に配慮したため池の整備を推進します。
- ⑥ 河川の改修に当たっては、治水・利水機能の向上に努めるとともに、水辺の生きものが生息・生育可能な河川環境を保全します。
- ⑦ 市内の自然環境等を対象に、環境教育・環境学習にもつなげていく活動を促進します。【分野横断Ⅲ】
- ⑧ 継続的な種苗放流の実施等によって、水産資源の維持・回復を図ります。【分野横断Ⅱ】
- ⑨ 二酸化炭素の吸収源対策として、森林の整備や緑地の保全を図るとともに市街地等の緑化を推進します。
- ⑩ 森林の生産性向上と多面的機能<sup>\*</sup>の向上のため、間伐および間伐材の一部を木質バイオマス<sup>\*</sup>として活用することを促進します。
- ⑪ 森林施業の集約化や路網整備など効率的かつ安定的な林業経営の基盤づくりを支援します。
- ⑫ 農地の多面的機能が適切に発揮されるよう、農業者と地域住民・団体との協働による農地や水路等の維持・保全活動を支援します。

### 施策3 野生生物との適切な関係の確保

- ① 秋田市鳥獣被害防止計画により、野生鳥獣による農作物被害や生活環境被害などの防止に取り組みます。
- ② 特別天然記念物のカモシカの食害対策に当たり、防護網を支給し、共存のための方策を実施します。
- ③ 絶滅のおそれのある動植物を捕まえたり採ったりしないなど、自然と共生<sup>\*</sup>する上でのマナーの周知を図ります。



ミズバショウ群生地（河辺岩見字鶺養）



伏伸の滝（河辺岩見字鶺養）

## ウ 自然とのふれあいの促進

### (7) 環境目標・指標

**先人から受け継いだ歴史・文化と、豊かな自然環境が調和したまちづくりを進めます**

指 標	目標値	現状値
市が実施又は支援する自然環境保全又は体験活動等の延べ参加者数（年間）	1,000人 （令和9年度）	444人 （令和3年度）

### (4) 施策の方向

自然環境を背景とした歴史、文化財、街なみ等にも着目し、自然とのふれあいの場・機会を提供します。

#### 施策1 自然とふれあう場・機会づくりの確保

- ① ホタル観察会の実施など、本市の豊かな自然に親しむ機会の充実を図ります。【分野横断Ⅰ・Ⅲ】
- ② 農業体験学習を実施し、市民が土にふれる機会を創出します。【分野横断Ⅲ】
- ③ 雪国ならではの体験学習を実施し、雪との関わりを前向きに捉える機会を設けます。
- ④ 市民団体等が行う自然観察会や体験教室などの活動を支援します。

#### 施策2 都市景観の形成・保全

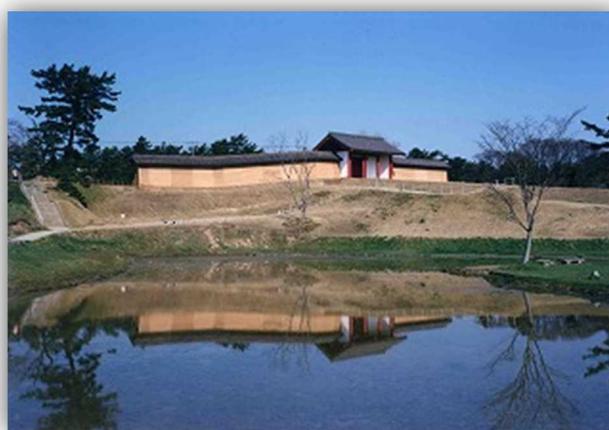
- ① 橋りょうの整備や改修に当たっては、地域住民に親しまれるよう周辺の環境に調和したデザイン等の工夫に努めます。
- ② 市街地を流れる河川の親水性を高めるための施設整備に努め、気軽に水とふれあえる河川づくりを推進します。

**施策3 自然と歴史的・文化的環境との調和**

- ① 千秋公園や高清水公園など自然環境と一体となった史跡や景観をいかしたまちづくりを推進します。【分野横断Ⅲ】
- ② 市民の郷土意識の醸成および文化の振興を図るため、先人から引き継いだ貴重な文化財を後世に継承できるよう、保存に努めます。
- ③ 竿燈などの郷土の祭りや伝統行事などを伝承し、保存していくため、郷土意識の醸成を図るとともに、必要な自然や街なみの保全と整備に努めます。【分野横断Ⅲ】
- ④ 文化財への理解の促進を図るため、復元整備した建物および発掘調査出土品を広く市民に公開するとともに、文化財に関連した各種講座および体験学習を実施するなど、文化財の活用に努めます。



千秋公園（胡月池）



高清水公園（築地塀）

## (5) 環境分野5 協働による環境保全の取組



### 基本目標5

## あらゆる主体が協働で環境保全活動に取り組むことで、地域環境が整備された、人にも地球にもやさしい暮らしの実現

事業者および市民による自発的かつ積極的な行動・参加を支えていくため、環境情報の提供および環境教育・環境学習を推進していくとともに、環境の保全および創造に向けて、市、事業者および市民のそれぞれが自らのライフスタイル\*を変革し、協働による環境保全活動の実践を進めていく社会の実現を目指します。

#### 目指す姿

- 子どもから大人までのあらゆる世代で、秋田市の自然、歴史・文化等から環境の大切さを学ぶ環境教育・環境学習が行われています。
- 市、事業者、市民、民間団体等全ての主体がパートナーシップ\*の下、それぞれの責務と役割を果たし、協働による環境保全活動の実践を通じて、環境保全に対する人々の意欲および地域への愛着が深まっています。
- 県都としての都市機能を有しながら、豊かな自然環境等に恵まれた特徴をいかした環境にやさしい心豊かな暮らし方に光をあて、新たな人の流れをつくり出すことで、魅力ある秋田市になっています。

## 「協働による環境保全の取組」について

協働による環境保全の取組を進めていくためには、私たち一人ひとりの意識を変え、ライフスタイル<sup>※</sup>を変革し、主体的に環境保全活動に取り組んでいけるよう、家庭や学校、職場、地域など、様々な場で環境教育・環境学習を進めていくことが重要です。そして、事業者、市民、市民団体等が、互いに連携し、環境保全活動に取り組みやすくなる仕組みづくりが必要になってきます。

本市では、環境学習のサポートとして、自発的な環境学習を支援できるように、職員を講師として様々な場に派遣しています。小中学校だけではなく、地域の学習会も対象としており、身近なところから環境問題の解決に向けた一人ひとりの自発的な取組が実施されていくよう、これからも総合的に推進していきます。

様々な主体が支え合いながら環境教育・環境学習や環境保全活動を行う協働の取組を進めていくことで、地域環境が整備され、目指す姿に示した秋田市になっていきます。



## ア 環境教育・環境学習の推進

### (7) 環境目標・指標

**環境教育・環境学習を通じて人材を育成するとともに、誰もが意欲的に環境の保全および創造に取り組んでいく仕組みづくりを進めます**

指 標	目標値	現状値
市が実施する環境学習講座の開催回数および参加者数（年間）	80回、2,800人 （令和9年度）	61回、2,910人 （令和3年度）

### (4) 施策の方向

子どもから大人までのあらゆる世代の市民を対象として、学校、家庭、地域、職場、野外活動等多様な場・機会を通じて、総合的に推進します。

また、市民生活に密着した環境情報を提供するなど、身近なところから環境問題の解決に向けた一人ひとりの自発的な取組がなされるよう、環境教育・環境学習を推進します。

#### 施策1 環境学習プログラムの整備と機会の充実

- ① 市広報、テレビ、インターネットやSNS\*などの様々な広報手段を用いて環境教育・環境学習に関する啓発を行います。
- ② 市民向けの環境教室や事業者向けの環境セミナーなどを開催します。
- ③ 小中学校や関係行政機関などとの連携により、小中学校における学習プログラムの中に環境教育を導入（環境学習サポート事業など）し、その推進に努めるとともに、環境教育・環境学習のあり方について検討します。
- ④ 体験学習や自然観察会の実施など、四季折々の自然に親しむ機会の充実を図るとともに、環境教育・環境学習につなげる機会・プログラムの充実を図ります。



#### （環境学習サポート事業）

本市では、身近な地域の自然や地球温暖化など、広く環境問題について理解してもらうことを目的として小学校等に環境部の職員を講師として派遣しています。

- ⑤ 環境展などの各種イベントを通じて、市民の環境に対する関心を喚起します。
- ⑥ 子どもたちの地域におけるリサイクル活動や、クリーンアップ活動など、地域の環境保全活動への参加する機会の充実を図ります。【分野横断Ⅰ】
- ⑦ 雪国ならではの体験学習などを開催し、雪との関わりを前向きに捉える機会を設けます。



冬の自然観察会（環境教室）

### 施策2 情報の収集と提供

- ① 市民が日常生活において実践することのできる環境保全活動に関する各種情報の提供を行います。
- ② 図書館など公共施設における環境に関する資料の整備を推進します。
- ③ 教育関係機関と連携し、環境教育・環境学習のための教材の整備（小学校環境学習副読本など）を行うとともに、ICTを活用した環境情報の提供に努めます。
- ④ 環境情報の全庁的活用や事業者および市民への公開などにより、環境情報の共有化を図り効果的な環境対策を推進します。



#### （小学生環境学習副読本）

地域的な課題から地球規模のものまで幅広い分野に渡っている環境問題を、わたしたちのくらしに身近な問題として、わかりやすく理解するための補助教材として、毎年作成しています。

市内のすべての小学校4年生全員に配布し、6年生までの3年間使用してもらっています。

## イ 自主的な環境保全活動の促進と協働による取組の推進

### (7) 環境目標・指標

**市、事業者および市民による環境保全活動を支援・促進するとともに、協働により取り組む社会を実現します**

指 標	目標値	現状値
自然環境保全市民活動計画の認定団体数	10団体 (令和9年度)	4団体 (令和3年度末)
春の清掃月間の町内会の参加率	75% (令和9年度)	52% (令和4年度)

### (イ) 施策の方向

事業者、市民、市民団体等による環境保全行動を支援・促進し、環境配慮型のライフスタイル<sup>\*</sup>の普及を図ります。また、市、事業者および市民の協働による取組を推進するための体制や仕組みを構築します。

#### 施策1 環境に配慮した自主的な活動の促進

- ① 事業活動における環境保全行動に関する情報提供を行います。
- ② 事業者が行う環境保全活動を把握し、情報提供等を行います。
- ③ 市自らが、環境配慮に向けて、事業者の環境配慮を促進するよう取組みます。
- ④ 公共事業や各種開発事業、土地利用の変更などに際して、自然環境配慮指針等を参考に、適切な助言・指導を行います。
- ⑤ 環境影響評価法（平成9年法律第81号）および秋田県環境影響評価条例（平成12年秋田県条例第137号）に基づいて適切に対応します。
- ⑥ 大規模小売店舗立地法<sup>\*</sup>（平成10年法律第91号）に基づき周辺地域の生活環境の保全のための措置や、廃棄物の減量化およびリサイクルの推進など適切な対応を図ります。

**施策2 連携した各主体の協働による環境保全活動の推進**

- ① 町内会やNPO\*などが行う環境保全活動への支援を行います。【分野横断Ⅰ】
- ② 環境保全活動を実践する市民等の交流および情報交換を推進します。【分野横断Ⅰ】
- ③ 市民参加による身近な生きものの調査や、地域におけるリサイクル活動、クリーンアップ活動など、市民等との協働による環境保全活動の支援充実を図ります。【分野横断Ⅰ】
- ④ 関係する地方公共団体、市民団体、企業等が連携し、協働して環境保全活動を推進します。【分野横断Ⅰ】
- ⑤ 市、事業者および市民が協働して、効率的に環境保全活動を実施していくためのネットワークづくりを推進します。【分野横断Ⅰ】



クリーンアップ活動  
(竿燈前清掃)



秋田市地球温暖化防止活動推進センターの活動  
(環境展)

## ウ 地域に根ざした環境共生スタイルの推進

### (7) 環境目標・指標

**地域の資源を効果的に活用することで、環境と共生する心豊かな暮らし方を実現します**

指 標	目 標 値	現 状 値
「あきた次世代エネルギーパーク」の見学者数（年間）	1,400人 （令和9年度）	602人 （令和3年度）

### (イ) 施策の方向

環境にやさしく心豊かに暮らすことのできる、環境共生型のライフスタイル<sup>※</sup>・ワークスタイル<sup>※</sup>を提案・発信します。

#### 施策1 地域の環境特性をいかした魅力の発信

- ① 森林や農地、河川、海岸など市内の多様な自然環境を、貴重な資源として保全し、持続的な活用を図っていくために、地域の特性に応じた環境施策を推進します。
- ② 風力、木質バイオマス<sup>※</sup>等の再生可能エネルギー<sup>※</sup>の普及や、自然を保全し、ふれあう仕組みづくりなどを通じて、環境と共生<sup>※</sup>する心豊かな暮らし方を本市の魅力として広く内外に発信していきます。【分野横断Ⅲ・Ⅳ】
- ③ 市内の多様な再生可能エネルギー施設を「あきた次世代エネルギーパーク」としてPRし、見学してもらうことで環境意識の醸成を図り、太陽光発電設備やペレットストーブなどの普及拡大につなげます。【分野横断Ⅱ・Ⅳ】
- ④ 豊かな自然の象徴であるホタルの保全活動を通じて、市民の環境保全意識の醸成を図るとともに、人と豊かな自然が共生する秋田市の魅力のPRに努めます。【分野横断Ⅲ】

## コラム11 ホタルマップでホタルをさがしてみよう

自然が豊かな秋田市では、多くの場所でホタルを見ることが出来ます。

ホタルの観察を通して、身近な自然に関心を持ち、自然に親しむきっかけにしてみたいはいかがでしょうか。

秋田市では、平成6年度から5年ごとに、市民と協働してホタルの生息状況調査を行ってきました。その調査結果をもとに、市民が身近な自然に目を向け、環境問題により関心を持っていただくため、令和元年度版の秋田市ホタルマップを発行しています。是非、ご利用ください。

### ●秋田市ホタルマップ

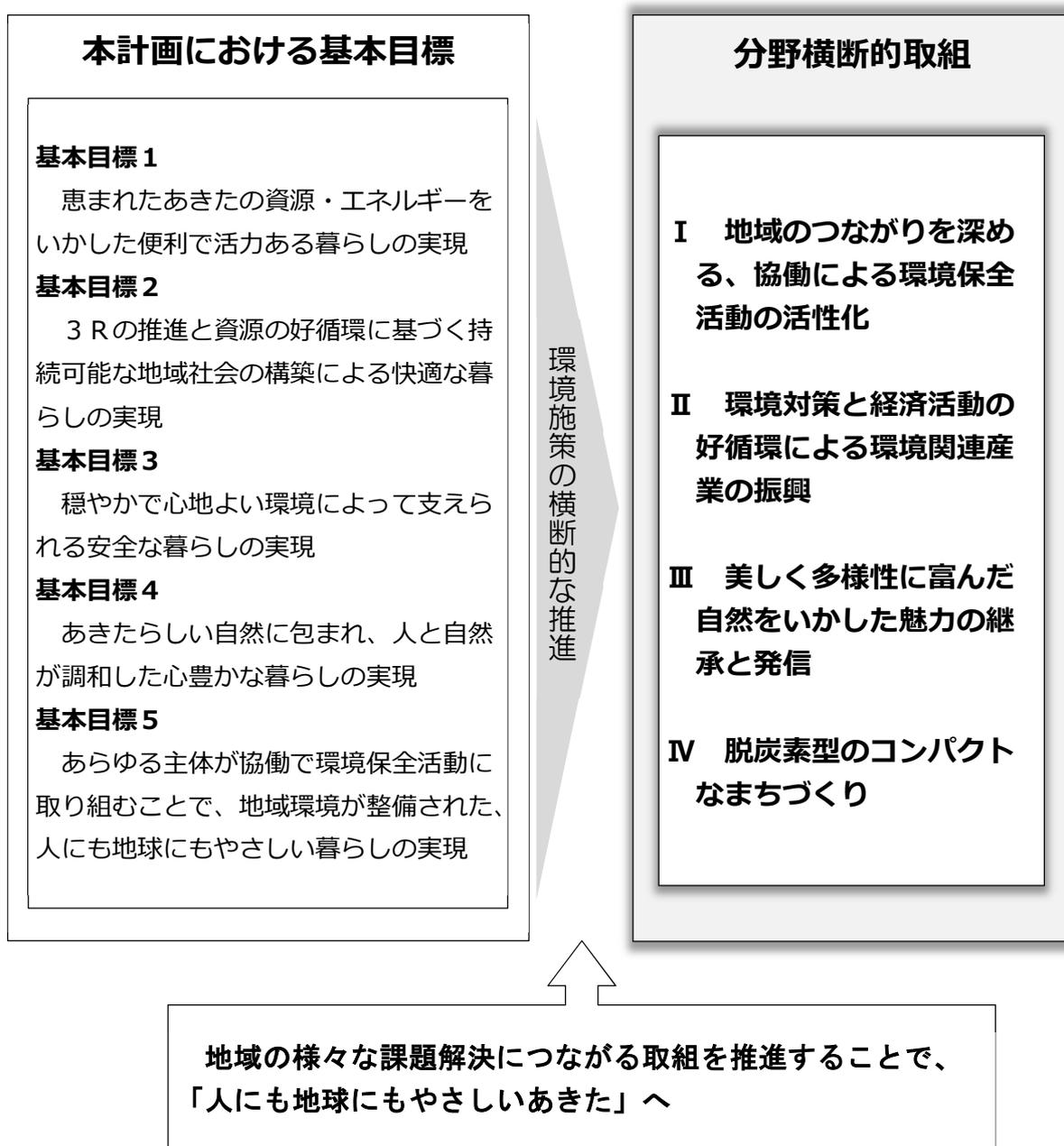


参考：秋田市役所公式サイト「<https://www.city.akita.lg.jp/>」の「サイト内検索」で「ホタルマップ」を検索

## 2 分野横断的取組

環境問題への対応は、長期的視点に基づいた継続的な取組が必要であるとともに、その解決に必要な施策は多岐にわたります。環境の保全および創造に向けた取組を牽引していくため、各分野間の施策を横断的に推進することが有効です。これらの諸課題の解決につなげるため、環境の保全と創造に向けた4つの分野横断的取組を設定します。

### (1) 4つの分野横断的取組（再掲）



分野横断的取組 I

**地域のつながりを深める、協働による環境保全活動の活性化**

本市では、人口減少・少子高齢化が進み、高齢になっても健康で自立した生活を送れるよう、生涯を通じ地域コミュニティの中で活躍できる機会を創出していくことが必要です。

市民の環境保全活動への高い参加意欲に根ざし、河川や海岸の清掃、森林整備などの地域の課題の解決に寄与する環境保全活動をより一層活発化させ、地域における住民同士のつながりを深めていきます。

**地域での課題解決に向けた環境保全活動の活発化**（環境分野2・4・5）

- 2Rや地域におけるリサイクル活動およびクリーンアップ活動の促進
- 緑化活動の促進
- 市民参加による身近な生きものの調査の実施
- 自然とのふれあいおよび体験活動の機会の充実

**協働による環境保全活動を支える様々な支援**（環境分野5）

- 市民団体等が行う環境保全活動への支援
- 環境保全活動を実践する市民等の交流および情報交換の推進
- 協働して活動するためのネットワークづくりの推進



波及効果

- **地域コミュニティにおける生きがいづくり**
- **地域における住民同士のつながりの深化**

## 分野横断的取組Ⅱ

### 環境対策と経済活動の好循環による環境関連産業の振興

本市では、人口減少・少子高齢化の進行に伴う生産年齢人口<sup>※</sup>の減少による中小企業や農家の後継者不足、需要低下による経済活動の縮小などが問題となっています。

美しく多様性に富んだ秋田市の自然資源をいかした環境関連産業の振興を図っていくことにより、環境対策と経済活動の好循環による地域経済の活性化に結びつけていきます。

#### 自然資源、再生可能エネルギー<sup>※</sup>の利活用の促進（環境分野1・4）

- ・ 事業所等での省エネルギー診断および省エネルギー機器・設備（LED<sup>※</sup>照明、高効率空調など）の普及
- ・ 住宅、事業所、遊休地、公共施設等での再生可能エネルギー（太陽光発電、風力発電、バイオマス<sup>※</sup>利用など）の導入促進
- ・ フードマイレージ<sup>※</sup>の低減の観点からの、地場産農産物・地域特産品の市内流通の促進（啓発活動）
- ・ 学校給食や飲食店等での地場産農産物・地域特産品の利用拡大による地産地消<sup>※</sup>の推進

#### 環境関連産業の育成支援（環境分野1・4）

- ・ 太陽光や風力、バイオマスエネルギーなどの再生可能エネルギーへの理解の増進（「あきた次世代エネルギーパーク」を活用した啓発、情報発信）
- ・ 洋上風力発電関連産業への地元企業の参入に向けた支援



#### 波及効果

- 環境関連産業の振興
- 環境対策と経済活動の好循環による地域経済の活性化

分野横断的取組Ⅲ

**美しく多様性に富んだ自然をいかした魅力の継承と発信**

本市では、高校、大学等の卒業に伴う進学・就職などによる県外への転出が進む一方、転入は県内市町村からに偏っており、転出超過の傾向が続いています。市外への人口流出を抑えるとともに、県外からの移住を促進することが必要です。

「都市の利便性と豊かな自然が調和した美しいまち」という本市の魅力をPRするとともに、その良さを実際に体験できる場・機会を増やしていくことにより、交流人口の増加につなげていきます。

**自然を体験・観光する機会の提供**（環境分野1・4・5）

- ・ 体験学習や自然観察会、農業体験、環境保全活動などの機会の提供
- ・ 市内の自然を楽しむ体験、地域の自然を活かした環境教育・環境学習の促進
- ・ 自然環境と一体となった史跡や景観、自然に支えられた郷土の祭りや伝統行事などの伝承・保存

**自然と調和する美しいまちの魅力のPR**（環境分野1・4・5）

- ・ 再生可能エネルギー<sup>\*</sup>の普及や自然とのふれあいなどを促進していく仕組みづくり
- ・ 地域資源を活用した心豊かな暮らし方を内外に発信
- ・ 森林の新たな活用のあり方の検討（森林のもつ健康増進効果および生きがいづくり又はやすらぎの場としての働きの活用）
- ・ 地場産農産物・地域特産品による地産地消<sup>\*</sup>の推進



波及効果

- **移住の促進**
- **観光振興**
- **交流人口の増加**

#### 分野横断的取組Ⅳ

### 脱炭素型のコンパクトなまちづくり

本市では、人口減少に伴い、エネルギー消費や温室効果ガス<sup>\*</sup>の排出、廃棄物の排出など、環境への負荷<sup>\*</sup>が減少していくと予想されます。一方で、市街地の低密度化や公共交通の利用者の減少などが進行してしまうと、インフラの維持・更新などのコスト増大や公共サービスの低下も危惧されます。

自動車での移動による温室効果ガスの排出抑制につながる、エネルギー消費効率のよい脱炭素型の都市構造を基本としたコンパクトなまちづくりを進めていきます。

#### 脱炭素型の都市構造への転換促進（環境分野1・3）

- ・ 集約型都市構造の実現に向けた無秩序な市街地拡大の抑制と適切な土地利用の規制・誘導
- ・ 交通網の整備および道路交通の円滑化（道路整備などによる交通環境の改善）
- ・ 建築物の環境性能の向上（省エネルギー化および高断熱化）
- ・ 住宅、事業所、遊休地、公共施設等での再生可能エネルギー<sup>\*</sup>の導入促進

#### 脱炭素社会の構築に向けた啓発と情報発信（環境分野1・3・5）

- ・ 家庭、事業所等での地球温暖化<sup>\*</sup>防止についての啓発および情報提供
- ・ 移動に伴う二酸化炭素などの温室効果ガスの排出抑制、自転車利用、公共交通機関への利用転換、次世代自動車<sup>\*</sup>などについての啓発
- ・ 太陽光や風力、バイオマス<sup>\*</sup>エネルギーなどの再生可能エネルギーへの理解の増進（「あきた次世代エネルギーパーク」を活用した啓発および情報発信）
- ・ 再生可能エネルギーの普及や自然とのふれあいなどを促進していく仕組みづくり

#### 波及効果

- 利便性が高く、快適なまちづくり
- 環境保全に対する市民の意識の醸成